

台風による水害により甚大な被害に。

※本事故事例集は、実際の事故事例を参考にして作成しています。

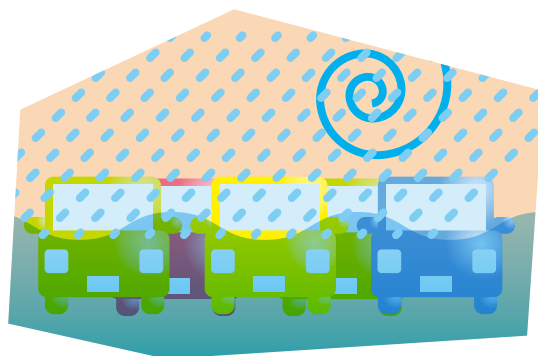
加入工場は整備や車検の依頼を受け合計で7台の受託自動車を保管していました。台風が接近して危険だったため、車検・整備作業や納車をとりやめ工場敷地内の車両置き場で保管していましたが、台風が直撃し受託していた7台全てが水没してしまいました。

支払保険金

5,450,000円

費用	金額
車両の損害額(車両時価額)	5,500,000円
免責金額	▲50,000円

- オプション契約である火災保険水災保険特約は水災(洪水、土砂崩れ)・風災・雪災・ひょう災などの自然災害による受託車の損害に対応します。
- 近年全国各地で台風・豪雨による水害が多発しています。
河川が氾濫した場合、想像しないくらい離れた場所でも被害にあってしまうケースもあります。
- 自然災害による受託車の損害は損害賠償責任は発生しませんが、お客様のお車をお預かりした道義的な責任があります。



お問い合わせ先

一般財団法人全国中小企業共済財団(全共済)

TEL 03(3264)1511

「日整連自動車整備業賠償共済保険」の詳細はパンフレットをご参照ください。補償概要につきましては右の二次元コードから動画でご確認いただけます。

